

第 31 回琵琶湖部会（2005.1.8 開催）結果報告		2005.1.21 庶務発信
開催日時：	2005 年 1 月 8 日（水）13：35～16：23	
場 所：	コラボしが 21 3 階会議室	
参加者数：	委員 15 名、河川管理者（指定席）18 名、一般傍聴者（マスコミ含む）50 名	
1．決定事項		
・「淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）」の骨子が承認された。本日の議論を受けて、江頭委員、中村委員、嘉田委員、西野委員が文章を修正し、最終的に部会長が確認する。その後、各委員へ E メール等により意見書を配布し了解を得た上で確定する。確定された意見書に対して少数意見があれば、付帯意見としてまとめる。		
・資料 1-1「淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）」に対する意見があれば、1/11 までに庶務に提出する。		
2．審議の概要		
淀川水系整備事業進捗状況の点検について		
委員より、資料 1-1「淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。		
○意見書の構成・体裁や今後の作業の進め方について		
・事業進捗状況の点検に関わる意見書は、委員会の意見書として統一するのが筋だが、時間的な制約から各部会の意見を調整するのは難しく、部会毎に意見書を出すことになった。琵琶湖部会の意見書は他の部会と違って進捗状況の点検に関わる意見の後に琵琶湖水位操作と基礎案の課題に関する意見が付け加えられている。これらは、琵琶湖にとって非常に大事なことなので、体裁を他部会と同じ表形式に改めた上で、琵琶湖部会の意見書とする。（部会長）		
○琵琶湖水位操作についての意見に関する意見交換		
・P22 以降は添付文章ではなく本文なので、P16 の要約文の後に続けて P22 以降を付け加える（部会長）。		
・「3. 琵琶湖水位操作について」には、次期流域委員会への課題を示す引き継ぎ書的な意味合いがあまり出ていないので、追加したいと考えている。		
・P15 の 1 行目に「長期的な低水位」という表現があるが、誤解を生む表現だ。琵琶湖は 100 年間で -1m ほど水位が低下しており、これも長期的な低水位と言える。表現について検討させて欲しい。		
・P15（2）洪水期制限水位に関する意見については、ダム WG でも十分な検討ができていないので、次期流域委員会の課題だと思っている。また、別途配付した資料（西野委員の意見）に次期流域委員会で中心的に検討すべき課題として、琵琶湖周辺の既存ダムが琵琶湖に与える影響、専門家会議と流域委員会の情報交換についてまとめているので、これも次期流域委員会で検討をして欲しい。		
・水位操作規則に関する委員会の考え方は、まず試行的な水位操作とモニタリングによってより好ましい操作規則を作っていこうということだった。琵琶湖部会として「操作規則の変更を要望する」と踏み込んだ記述をしてよいのかどうか。また、（2）として、制限水位を引き上げによって人命に関わるような壊滅的な被害が生じる可能性は低いとしているが、これについては十分には議論できていないのではないか。		
←水位操作に関する意見は、資料 1-2 が最新版となっているので、こちらを参照頂きたい。また、本意見は、ダム WG での議論と河川管理者から提供された資料に基づいて提案をした（委員）。		
←これまで水位操作について議論してきたことを考えれば、琵琶湖部会として、水位操作に関する意見を集約しておく必要がある（委員）。		
・水位を上げた場合の検討結果がダム WG で示されていたが、例えば、琵琶湖水位を 20cm 上げた場合、浸水深も 20cm あがるという計算なのか。また、内水氾濫も考慮されているのか。		

←水位に応じて流出量も大きくなるため、全て計算した上で上昇水位を計算している。また、内水氾濫に関しては、1.4m まではポンプ稼働も考慮した計算になっているが、1.4m 以上になるとポンプは効かなくなるので、実質的にはないものとして計算している（河川管理者）。

- ・P30 の下から 9 行目「稲作水田の 4 割が転作されており」は、実際には 27%程度なので修正する必要がある。

○基礎案の課題に関する意見交換

- ・P17（2）で「撤退利水者は放棄水利権をめぐる法的な責務だけでなく、ダムに頼らない治水の実現を支援する重要な役割を担う必要がある」としているが、ここまで言い切ることができるのかどうか。また、P18（4）の最終行の「人為的」は削除してもよいのではないか。

←撤退利水者をどのように位置付けてどう説明をするか、検討する必要があると思う。「人為的」についても検討をしたい（委員）。

- ・外来種に関する意見が含まれていない。次期流域委員会に引き継ぐ事項として書いておくべき。
- ・「4.1 基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨」は、琵琶湖部会に必要な意見だ。また、次期流域委員会への引き継ぎ事項としても、文章として残しておく必要がある。委員会がどう扱うかはまた別の問題だろう。
- ・河川管理者から委員会が求められているのは、進捗状況の点検への意見だ。「4.1 基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨」を委員会の意見とするための時間がなく、委員の調整もできないので、琵琶湖部会の意見として資料 1-1 の構成でまとめておくのがよいのではないか。

ダムに対する意見の交換（進捗状況報告書との関連をも含めて）

- ・12 月 20 日版に対して、その後、アンケートを行い意見調整している（部会長）
- ・第 8 回ダム WG で河川管理者は「制限水位を - 15cm に引き上げた場合、水位が - 167cm に下がるので補給水が必要だ」とする資料を示したが、このシミュレーション以外にも、例えば、制限水位を - 10cm や 0cm にした場合に利用低水位 - 150cm にどれだけ近づくかといったシミュレーションをして欲しい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・部会として合意できる事項については、次期流域委員会への引き継ぎ事項ではなく、意見書の中で方向付けをしてほしい。
- ・事業進捗状況の点検に関わる意見書はどのようなスタンスで作られたのか。河川管理者の事業をチェックする立場なのか、それとも非常に有益だという立場なのか。

←どちらかの立場に立って作ったのではなく、河川整備事業が淀川水系にとってうまくいくようにするためには、河川管理者はどうすればよいのかという視点から意見を述べたものだ（部会長）。

- ・琵琶湖水位操作に関する意見には賛成だ。塔の島地区の整備が $1500\text{m}^3/\text{s}$ でなければならない理由がいまだに分からない。河川管理者は $1300\text{m}^3/\text{s}$ のシミュレーションを試みるべきだ。また、委員の質問に対して、河川管理者が回答していないものもある。それから、住民が参加して意見が言えて実際の行政に反映されるような形が必要だ。「住民意見を反映する」と一般論としては言われているが、何の保証もない。

←洗堰からの放流量を $1500\text{m}^3/\text{s}$ よりも小さくした場合にどのような効果があるのかについては、資料を提供している。 $1300\text{m}^3/\text{s}$ 、 $1200\text{m}^3/\text{s}$ の場合に琵琶湖の水位の下がり方が小さくなっていくということを示している。（河川管理者）

このお知らせは委員の皆様にも主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。